

漁場計画の作成について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項で準用する同法第六十四条第五項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画の内容については、奈良県内水面漁場管理委員会（県庁内）において縦覧に供する。

令和五年四月十八日

奈良県内水面漁場管理委員会

会長 渡 邊 勝 敏

一 開催日時

令和五年五月八日（月）午前十時

二 開催場所

桜井市池之内 農業研究開発センター交流サロン棟

三 公述に対する書類の提出

このことについて意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を文書で令和五年四月二十八日までに奈良県内水面漁場管理委員会に必着するよう提出すること。